

手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金について

資料2-21

1 概要・目的

保護者及び保育士等の双方の負担軽減を図ることを目的に、保護者や保育士等の負担軽減に資する物品の購入費用等及び本補助金の申請等によって生じる事務負担増に係る費用に対する支援

2 補助対象施設

次に掲げる事項を実施している、又は実施予定となっている施設

※実施予定の場合、令和7年度中の実施が条件（実施できなかった場合は補助金の全額返還）

- (1) 紙おむつ利用の定額サービス（以下「おむつのサブスク」という。）の導入
- (2) 紙おむつを除く乳幼児全員の衛生用品一式の用意及び洗濯
- (3) 乳幼児全員分の着替え、又はスモックの用意及び洗濯
- (4) 布団（お昼寝用コット）カバー、又はタオルケット等の用意及び洗濯
- (5) 連絡帳のスマホアプリ等への移行（連絡帳の中でスマホアプリ等への移行が必要な項目としては、出欠席の連絡等に加え、通園時に、保護者と職員の双方が、毎日の子どもの状況等を入力することができる機能を有すること）
- (6) その他、保護者や保育士等の負担軽減に資する取組で、継続的に費用が発生する物品等を用意

3 補助対象期間 令和7年4月1日～令和7年9月30日（予定）

※令和7年4月1日以降に購入した物品が補助対象

4 申請案内 4月頃を予定

手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金について

資料2-21

5 補助対象経費及び補助金交付額（予定）

補助対象経費	補助率	補助上限額
(1)「おむつのサブスク」実施に伴う、新品のおむつ保管用の保管庫・ロッカーの購入費	補助対象経費と補助上限額を比較し少ない額の全額	左記補助対象経費の補助上限額 99万円
(2)お昼寝用コット・お昼寝用布団の購入費		
(3)折りたたみヘルメットの購入費		
(4)大型炊飯器の購入費		
(5)自転車置き場の雨よけ屋根の設置費		
本補助金の申請等によって生じる施設の事務負担増に係る費用	8万円	

6 その他留意事項

- ・補助金の交付を受ける場合、「5 補助対象経費」の購入等に際し保護者負担を求めてはいけません。
- ・他の補助金と重複して当該補助金の交付を受けることはできません。
- ・本補助金は、補助対象経費に記載されている物品のみが補助対象です。